

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 3 回 総 会

令和3年5月10日

第3回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年5月10日(月)

午前9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席農業委員)

委 員	2 番	西垣戸 勝
委 員	3 番	岡田 住夫
委 員	4 番	山門 克明
委 員	5 番	西 厚
委 員	6 番	島田 勝好
会 長	7 番	兼原 清志
委 員	8 番	西久保 貞俊
委 員	9 番	山口 政高
委 員	10 番	橋本 和子
委 員	11 番	福岡 淳史
委 員	12 番	福山 康子
委 員	13 番	栗須 幹生
副会長	14 番	大江 文章

(欠席農業委員)

委 員	1 番	原田 稔夫
-----	-----	-------

(出席農地利用最適化推進委員)

委 員	岩本 功二
委 員	前川 幸也
委 員	杉谷 俊毅

(事務局)

事務局長	福岡 稔雄
農政係長	鈴木 健
係	竹原 千名

## 会議次第

### 1 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 1 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

2 非農地証明願いについて

その他

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙のなか、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

ただいまの出席委員は13名であります。欠席の届出は、1番原田委員から出されております。なお、推進委員の方には3名の出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第3回総会を開会いたします。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、5番西委員、6番島田委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長 それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第3回総会総括表、3条所有権の移転は1件で、畑2,681.76㎡、計2,681.76㎡でございます。5条所有権の移転は2件で、田1,765㎡、計1,765㎡でございます。5条賃貸借権の設定は1件で、畑697㎡、計697㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は1件で、田548㎡、計548㎡でございます。非農地証明願いは1件で畑130㎡、計130㎡でございます。合計は6件で、田2,313㎡、畑3,508.76㎡、総合計は5,821.76㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして、提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、金山町字沼田1754番、台帳畑、現況畑、面積49㎡、ほか計4筆、2,681.76㎡でございます。譲渡人は、三重県桑名市■■■■さん。理由は、遠方に居住し耕作困難ということでございます。譲受人は、金山町■■■■さん。所有面積81a、耕作面積25aです。農作業歴は20年です。通作距離又は時間は、自宅より徒歩1分です。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大、野菜栽培をするということでございます。

第1号議案の1番については、申請書の内容等、書類審査において農地全

ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、金山町担当委員お願いいたします。  
前川推進委員 推進委員の前川です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは姉弟で、譲渡人の■■■■さんは遠隔地に居住のため、譲り受ける畑は■■■■さんの自宅の前の畑でもあり、■■■■さんが長年維持管理をしておりました。■■■■さん夫婦は長期にわたり柑橘栽培をしていまして、譲り受けた畑もみかん畑でしたが、みかん作りの条件が悪く、野菜栽培をして管理していくということです。現地は311号線■■■■より神木方面へ200メートルほどの場所から北へ100メートルほど入ったところにあります。この件につきましては、地元委員としてもなんら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 第1号議案につきましては、事務局及び地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び賃貸借権の設定についてにつきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。まず、最初に議案第2号の1について事務局から報告事項があります。事務局。

事務局(農政係長) はい。事務局です。議案第2号の1につきまして、ご報告いたします。この案件につきましては、令和2年12月10日開催の第34回総会において太陽光発電による農地法第5条の所有権移転許可申請で、議案審

議され総会の承認を得て、三重県知事に進達をしておりましたが、経済産業省の認定通知書の名義変更手続中で、許可については保留されておりました。

その後、令和3年4月9日に転用申請していた譲受人から、申請中の5条転用を取下げた譲受人だけ変更し、同じ申請内容で再度転用申請をしたいとの理由から取下願いが事務局に提出されました。以上のことから令和3年4月27日に三重県知事から申請人に対し取下げの受理通知が発せられ、取下げが認められております。

以上の理由から今回、譲受人が変更され転用申請がされております。以上でございます。

議長 それでは、事務局に議案の朗読をいただきます。事務局。

事務局 はい。事務局です。1番、飛鳥町大又字江竜[ ]番、台帳田、現況休耕、面積780㎡でございます。譲渡人は、南牟婁郡紀宝町[ ]さん。譲受人は、広島県安芸郡海田町[ ]さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル5基、発電出力は49.5kw、設置面積592.18㎡、太陽光設備設置割合は75.92%です。事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、隣接農地所有者の不明の理由書、定款の写し、法人登記事項証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、飛鳥町佐渡字千間平[ ]番、台帳田、現況休耕、面積679㎡ほか計2筆985㎡でございます。譲渡人は、飛鳥町佐渡[ ]さん。譲受人は、大阪府堺市[ ]さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル3基、発電出力は49.5kw、設置面積529.78㎡、太陽光設備設置割合は53.78%です。資材置場兼駐車場2台分は160㎡。事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、隣接農地所有者の同意書、隣接農地所有者不明の理由書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

農地法第5条の規定による賃貸借権の設定についての1番、神川町神上字下ノ平[ ]番、台帳畑、現況休耕、面積489㎡ほか計2筆697㎡でございます。賃貸人は、神川町神上[ ]さん。賃借人は、広島県安芸郡海田町[ ]さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用

地で、ソーラーパネル6基、発電出力は49.5kw、設置面積603.60m<sup>2</sup>、太陽光設備設置割合は86.60%、事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、隣接農地所有者の同意書、隣接農地所有者不明の理由書、土地賃貸借契約書の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番2番、賃貸借権の設定の1番につきましては、いずれも申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番から2番について、飛鳥町担当委員お願いいたします。

杉谷推進委員 推進委員の杉谷です。

第2号議案の1番について、転用の目的は事務局から説明のあったとおりで、譲受人は申請地を譲受け太陽光発電施設用地にするということでございます。現地は案内図にありますように、飛鳥町大又地内で■■■■■■■■■■から尾鷲方面へ500メートルほどのところでございます。申請地の周囲は耕作放棄地となっております。また、経済産業省の認定通知書の写しや理由書など添付書類も一式提出されており、この案件につきましては、地元委員としては問題ないと思っておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。続きまして第2号議案の2番についてであります。転用の目的は事務局から説明のあったとおりで、譲受人は申請地を太陽光発電施設用地にしたいということでございます。現地は42号線から309号線に入って1キロメートルほどの場所になります。長い間耕作放棄地となっております。また、周囲も同様であります。添付書類は理由書を含む太陽光発電施設認定通知書等必要な書類も添付されており、以上のことから地元委員としては何ら問題ないと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、賃貸借権の設定の1番について神川町担当お願いいたします。

9番(山口委員) 9番山口です。

第2号議案の賃貸借権の設定の1番について説明させていただきます。転

用の目的は事務局から説明のあったとおりで、4月28日に現地調査を行いました。現地は案内図にありますように、五郷町から■■■■を神川町神上の方に下り、200メートルほどの場所に■■■■の■■■■バス停があり300メートルほどの場所にあります。この場所は獣害がひどく20年ほど前から耕作はしておりません。地元委員として何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長(栗須委員) 13番栗須です。

4月28日に地元委員、中立委員、事務局とで現地調査をさせていただきました。地元委員さんからの説明のとおり何ら問題ないと思いますが、1番に関しては先ほど事務局から報告があったように、再提出されたものであり、また2番に関しても隣接する農地との境界がわからない部分があったのですが、隣接農地も譲渡人の農地でありますので、境界をはっきり決めて譲渡すように伝えました。それと、神川町の件ですが、公図と現地が少し違って農地の中に私道が通っておりますが、この転用地は賃貸でありますから同じ所有者の中なので、問題はないと思いました。今後の草苅など保全を保つと共に隣接する民家への被害を及ぼすことの無いように伝え、現地調査を終えました。以上です。

議長 農地部会長さんからは特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び農地法第5条の規定による賃貸借権の設定につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

2番(西垣戸委員) 議長、質問があるのですが、農地法の第5条の関係で私この4月から委員になって、内容等についてわからない点もあるのですが、太陽発電用地について、先月から多数出ているのですが、太陽光発電施設用地の中で、農地に対する太陽光パネルの設置割合が50パーセントであったり、



80パーセントであったり、はたまた4月に出たのは30パーセントくらいの割合のものもあったかと思いますが、農地転用の住宅や倉庫などの場合、床面積の何パーセントまでしか許可はありませんよということがあったと思うのですが、この太陽光パネル部分についての割合は関係ないのでしょうか。

事務局（農政係長） 議長。

議長 事務局。

事務局（農政係長） 今、西垣戸委員から質問のありました5条の農地転用による太陽光発電設置割合なのですが、基準はございます。農地に対するパネルの設置割合が40パーセント以上ということで三重県のガイドラインでも統一された基準でございます。

2番（西垣戸委員） 議長。

議長 西垣戸委員。

2番（西垣戸委員） 今、40パーセント以上という回答があったのですが、4月の案件で30パーセントちょっとくらいのがあったのですがそれはどういうことになるのですか。

事務局（農政係長） 議長。

議長 事務局。

事務局（農政係長） 基準はあるのですが、場所によっては影になって使えない場合や農地の形状から設置できずに40パーセントを下回る場合もあり、この場合、申請者から理由書を添付してもらい県知事に進達を行います。理由書を添付し理由がとおれば認められております。

2番（西垣戸委員） ついでに聞きたいのですが発電出力が49.5キロワットというのが多いのは、この案件にあまり関係ないのですが何かあるのでしょうか。

事務局（農政係長） 議長。

議長 事務局。

事務局（農政係長） 49.5キロワットというのは太陽光発電施設の発電出力が、50キロワット以下の場合、小規模発電施設ということになるので一定の基準になるということです。

2番（西垣戸委員） 基準が違うのですね。わかりました。

議長 ほか、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認する

ことと決定し、その旨の意見を附し、知事に進達することといたします。

次に、承認事項 1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1 番、有馬町字野入■■■■番■■■■、台帳田、現況田、面積 3 2 0 m<sup>2</sup>、ほか計 2 筆、5 4 8 m<sup>2</sup>でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、奈良県宇陀市■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行有馬支店。期間は、公告の日から 3 年間で、新規ということでございます。

承認事項 1 の 1 については、農地の全ての効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんから説明をお願いいたします。1 番について、有馬町担当委員お願いします

岩本推進委員 推進委員の岩本です。承認事項 1 の 1 番について説明させていただきます。貸渡人は、奈良県の遠隔地に住んでおり、耕作困難ということで、借受人が農地の規模拡大のため水稻栽培をするということで、場所につきましては■■■■から 2 0 0 メートルくらいのところのオレンジロード沿いに位置しております。借受人は農業経験は豊富でございます。この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項 1 につきましては、ご意見があれば発言をお願いいたします。

( な し )

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項 1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項 1 につきましては、原案を承認す

ることと決定いたします。

次に、承認事項2 非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいただきます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町大又字江竜■■■■番■■■■、台帳畑、現況宅地、面積130㎡でございます。出願者は愛知県豊橋市■■■■さん、転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、申請人の叔母の夫が昭和48年に住宅を建築し、昭和53年に叔母が倉庫兼住宅を建築したということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、配置図、建物登記事項証明書、課税明細書の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします、以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、飛鳥町担当をお願いいたします。

杉谷推進委員 推進委員の杉谷です。承認事項2の非農地証明願いについて、説明させていただきます。現地は飛鳥町大又地内で■■■■から尾鷲方面へ100メートルほど行ったところですが、現地は既に住宅が建築されて45年以上経過しておりますので、地元委員としてもなんら問題はないと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ございませんか。特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長(栗須委員) 13番栗須です。

この案件につきまして地元委員の言うとおりで、なんら問題はないと思います。

議長 農地部会長さんからは特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項2 非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は全て議了いたしました。

ほかに何かございませんか。

(なし)

議長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

6月の農地転用申請等の現地調査につきましては、6月1日、火曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。

また、次回の総会は、6月10日、木曜日、午前9時30分から、熊野市役所2階第1会議室で開会を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。状況に応じて、コロナ関連で昨年度もさせていただきましたが、出席委員さんの制限をさせていただく場合がございますので、ご協力ください。尚、総会までに総会開催文書と総会事項書を送付させていただきますので総会当日にご持参いただきますようお願い致します。

事務局からは以上でございます。

議長 これをもちまして、第3回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時00分)

議事録署名委員

5 番 委 員

6 番 委 員

会 長